**新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望**

新型コロナウイルス感染症は、全世界で感染が広がっており、国内においても患者が日々増加している。大阪府内においては、ライブハウスを中心としたクラスターについては収束を迎えたものの、海外からの帰国者の感染や、感染源不明の患者が徐々に増えてきており、爆発的な感染拡大の発生も懸念される状況である。

府では、いち早く専門家会議を立ち上げるとともに、関係団体などの意見も聞きながら、クラスターへの対応や、今後の感染拡大に備えた医療・検査体制の確保などに取り組んできているところであるが、医療崩壊を招かないよう、患者の症状に応じたトリアージを行いながら、重症者への対応に重点を置いた対策を行っていく必要がある。このため、医療提供体制の確保や感染拡大防止に関する早急な対応を行わなければならない。

また、経済を取り巻く環境についても、イベント自粛要請等に伴う消費の落ち込みや、国内外の観光客の減少、工業の操業停止や飲食店等の営業の停止・縮小、サプライチェーンへの影響による生産や工事の遅れなどにより、特に、中小企業・小規模経営者にとっては、事業存続にも関わる重大な事態が生じており、このままでは従業員の雇用維持もままならない情勢となっている。府内総生産が全国シェアの約１割を占めるなど日本経済を支える役割を担う大阪において、現下の危機的な状況が長期化すると、大阪経済のみならず、日本経済にも多大な影響を及ぼし、日本の経済・社会基盤の崩壊にもつながりかねない。

ついては、下記のとおり、政府として緊急対策を講じることを要望する。

記

**１．医療提供体制の確保や感染拡大を防止する対策**

**（１）病床確保に向けた支援の拡充**

重症者等の受入れ病床確保のため、新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の対象設備の拡充や、新型コロナウイルス感染症対策事業の病床確保に係る補助単価の充実など、病床活用に伴う経費を広く補助対象とするとともに、地方負担に対しては確実な地方財政措置を行うこと。

**（２）軽症者・無症状者に関する入院措置等の弾力的運用**

陽性者数がさらに増加した際には、軽症者や無症状者については廃止病院の建物や宿泊施設、自宅待機なども視野に入れ対応していく必要がある。

①廃止病院の建物への入院措置が可能となるよう、医療法上の特例的な運用は認められたところであるが、施設整備等に必要な財政支援をしっかり行うこと。

②自宅待機となった軽症者や無症状者が家族内感染等を起こさないよう、宿泊施設での待機を行うための施設整備や運営等に必要な財政支援を行うこと。

③退院基準の見直しなど感染拡大状況に応じた迅速な対応を図ること。

**（３）医療関係者に対する損失補償等の措置**

上記の対応には、ＤＭＡＴ等をはじめとする医療従事者の協力が不可欠である。これらの協力従事者に対し、従事のための休業補償や死亡・疾病等の損害補償、また協力従事者の感染等による医療機関に対する休業補償等について、支給額や国負担額の引き上げなど制度の拡充と十分な財政措置を行うこと。

**（４）一般医療機関での診療対応が円滑に行われるための協力依頼**

一般医療機関における病床確保に向け、国としても医療関係団体等に対し、協力を求めること。また、3月11日付け対策推進本部通知で医師の応招義務について示されているが、帰国者・接触者外来が本来の機能を果たすために、一般医療機関においても適切な診療を行うよう医療関係団体に協力を求めること。

**（５）広域的な患者受入れ調整・搬送体制の構築**

３月19日付け国対策本部通知では、都道府県調整本部や広域調整本部を設置し、患者の受入れ調整や搬送体制の構築を行うとされたが、広域連携が実効性のあるものとなるよう、地域の受入調整機能の進捗状況に応じた体制とすること。また、特定の地域での感染拡大に備え、全国からの必要な応援体制を構築すること。

**（６）医薬資機材等の円滑な供給**

感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来、三次救急医療機関をはじめとする府内医療機関においてはマスク（とりわけＮ９５）・防護服・消毒薬・簡易陰圧装置等の医薬資機材がひっ迫し必要な診療等に支障をきたしていることから、今後も速やかな調達と感染拡大地域の医療機関等への優先度に応じた供給を行うこと。

**（７）検査体制の充実と重点化**

国の責任において民間検査機関の検査数の充実を図るとともに、今後、陽性者が増大してきた際には、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのＰＣＲ検査に移行するなど重症者への重点化に向け、検査対象者の定義の見直しを行うこと。

**（８）クラスター対策への協力事業者へのインセンティブ制度の構築**

ライブハウスクラスターへの対策においては、他自治体等とも連携し施設名を広く公表することで対象者を把握し、感染の収束を迎えた。クラスター対策にあたっては、当該施設等の協力が不可欠であることから、国がクラスターとして認定した地域等において、行政からの要請に応じ、施設名の公表や参加者名簿の提供など感染拡大防止に特段の協力を行った事業者等へのインセンティブ制度の構築を行うこと。

**２．中小企業等の倒産を防ぐ対策**

**（１）中小企業等への資金繰り支援のさらなる拡充**

　　国の融資制度の融資上限額の引上げや保証料支援など、資金繰りに苦しむ中小・小規模事業者に十分な支援が行き届くようにすること。また、事業者の資金繰りに支障が生ずることのないよう、手続き・審査の迅速化を図ること。

**（２）「緊急事態宣言」発動後の要請等により損失を受ける事業者等に対する補償**

　　「緊急事態宣言」発動後には、感染症のまん延を防止するため、都道府県知事は多くの人が集まる施設の利用制限要請等を行うことができる。その場合、当該要請等により経済的不利益を受けた事業者等の損失について、国において必要な補償措置を講じること。

**３．雇用を守る対策**

**（１）雇用維持を見据えた中小企業支援**

　　労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金制度に加え、事業活動の縮小に伴う経営状況の悪化のなかでも従業員を休業させず、雇用の維持に取り組む事業主の負担軽減制度の構築などを図ること。

**４．消費を喚起する対策**

**（１）従来の手法にとらわれない大胆な地域活性化・経済対策の実施**

感染拡大を脱した後の、大胆な消費喚起、観光需要や商店街のにぎわい回復に向けた強力なメッセージ性の高いキャンペーンの実施、文化・エンターテイメント等イベントへの支援、サプライチェーンの多角化の推進、中小・小規模事業者への地域の実情に応じたきめ細やかな支援など、様々な施策を総動員して、地域経済のＶ字回復に向けた対策を従来の手法にとらわれず大胆に実施すること。

令和２年３月３１日

大阪府知事　　吉　村　　洋　文